

京都府規則第7号

京都府国民健康保険運営協議会規則

(設置)

第1条 この規則は、京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第4号）第2条の規定により、京都府国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員14人で組織する。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条及び第6条の規定による国民健康保険の被保険者を代表する者 4人
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する者 4人
- (3) 公益を代表する者 4人
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する者 2人

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、第1項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。